

□支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 「やまぐち創生テレワーク移住支援事業」及び「山陽小野田市テレワーク移住支援金」に関する報告及び立入調査について、山口県及び山陽小野田市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、「やまぐち創生テレワーク移住支援事業実施要領」及び「山陽小野田市テレワーク移住支援金交付要綱」に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：  
全額
  - (2) 支援金の申請日から3年未満に山陽小野田市以外の市区町村に転出した場合：全額
  - (3) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に山陽小野田市以外の市区町村に転出した場合：半額

□「やまぐち創生テレワーク移住支援事業」及び「山陽小野田市テレワーク移住支援金」に係る個人情報の取扱い

山口県及び山陽小野田市は、「やまぐち創生テレワーク移住支援事業」及び「山陽小野田市テレワーク移住支援金」の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。